

令和7年度与党税制改正大綱、公表——自民党・公明党

去る2024年12月20日、自民党・公明党は「令和7年度税制改正大綱」を公表した。令和7年度以降の税制改正の方向性を示したものである。

企業実務に関わる主な改正事項は次のとおり。

リースに関する取引

企業会計基準34号「リースに関する会計基準」等の公表に伴い次の整備を行う。

(1) 法人税

法人税関連の改正は次のとおり。

- ① 法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。
- ② リース譲渡に係る収益および費用の帰属事業年度の特例は、廃止する。

③ 2027年4月以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において残価保証額を控除しないこととする。

(2) 消費税

リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例は廃止する。

中小企業者等の法人税の軽減税率特例

所得金額10億円超の事業年度について、年800万円以下の金額に適用される所得の税額を17%（現行15%）に引き上げる等の見直しを行い、適用期限を2年延長する。

円滑・適正な納税のための環境整備

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等について、一定の資産評価により移転を受ける資産および負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がない場合や、いわゆる対価省略型の非

適格合併等が行われた場合の取扱いの明確化を行う。

グローバル・ミニマム課税への対応

OECDのBEPSプロジェクトをもとに導入されたグローバル・ミニマム課税について、軽減課税所得ルール（UTPR）および国内ミニマム課税（QDMTT）の法制化を行い、2026年4月以後開始対象会計年度から適用を開始する。

この改正に伴い、外国子会社合算税制についても所要の見直しを行う。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、法人税について、税率4%の新たな付加税として「防衛特別法人税（仮称）」を課す。2026年4月以後開始事業年度から適用する。

電子帳簿等保存制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、電磁的記録に係る重加算税の加重措置の対象から、保存が一定の要件を満たしている場合の特定電磁的記録を除外するなどの見直しを行う。

会計

バーチャルPPA、会計処理を行う時点・開示についての再提案を検討——ASBJ、実務対応専門委

去る2024年12月17日、企業会計基準委員会は、第164回実務対応専門委員会を開催した。

第536回親委員会（2024年12月10日号（No.1729）情報ダイジェスト参照）に引き続き、バーチャルPPAの会計上の取扱いについて審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

この改正に伴い、外国子会社合算税制についても所要の見直しを行う。

この改正に伴い、外国子会社合算税制についても所要の見直しを行う。

会計処理を行う時点についての再提案

当初、事務局は、国から発電量が認定され、非化石価値の数量が確定した段階において、非化石価値の費用処理を行い、対価の支払義務を計上することを提案していた。

非化石価値の費用処理を行い対価の支払義務を計上すること

には反対意見はなかったものの、非化石価値を認識する時点について、「発電時で会計処理することを認めるべき」という意見もあった。また、この意見に対しては、費用として認識する場合は発電時点で会計処理す

- ・需要家は、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点で次の会計処理を行う。
- (1) 非化石価値について費用処理を行う
- (2) 対価の支払義務を計上する
- ・結論の背景において、遅くとも国からの発電量の認定により非化石価値が取引可能となり数量等が確定する時点で、金額を合理的に見積ることができると考えられる旨を記載する。

専門委員から「『金額を合理的に見積ることが可能となった時点』だけでは、見積りという

主観的なもので時点を決めていくのかのようにみえるので、たとえば、『発電に伴い権利が発生し、かつ合理的に見積る時点』などと、発生した時点を入れたら基準としてわかりやすいのでは」という意見が聞かれた。

開示についての再提案
当初、事務局は、本プロジェクトの開示目的について、契約から生じる損益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性を財務諸表利用者が理解できるよう、①契約の概要、②当期の費用計上額（当会計期末において費用がマインスとなる場合はその金額）の開示を提案していた。

・非化石価値を自己使用目的で取得するという本プロジェクトの範囲では特段の開示を求めない。
・非化石価値の取引実務の進展や規制等の変化に対応して、今後、対象範囲の拡大を検討する場合には、当該契約の特徴を踏まえて開示を検討する。

事務局提案に対し、開示の必要性について、経済実態が近似するフィジカルPPAについては

会計

VCファンドに関する金融商品実務指針案のコメント対応、開始

ASBJ、金融商品専門委

去る2024年12月18日、企業会計基準委員会は、第230回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

金融資産の減損
前回専門委員会（2024年12月20日号（No.1730）情報ダイジェスト参照）に続いて、IFRS9号「金融商品」の減損に関する定め（B5.5.28

経理に効く法律雑学

青切符と刑事裁判

弁護士 白川 敬裕

国は、いきなり懲役刑（拘禁刑）や罰金刑などの刑罰を科すことはできません。国が刑罰を科すには、必ず、法律に基づいた適正な手続、すなわち「刑事裁判」を経なければなりません。憲法31条に、「何人も、法律の定める手続によらなければ、（略）刑罰を科せられない」と定められているからです。

他方、駐車違反、一時停止違反など、重大でない交通違反について、警察官から、いわゆる「青切符」を渡され、反則金を納める制度があります。

なぜ交通違反の反則金は、刑事裁判を経なくてもよいのでしょうか？ 実は、「反則金」は、刑罰ではなく、違反者が「任意に支払う制裁金になります。任意に支払う」という点で、国から強制的に科せられる刑罰（懲役や罰金）とは異なるのです。反則金を任意に納めれば、刑罰が科せられなくなります。

反則金は任意に納める制度ですから、刑事裁判は不要とされています。交通違反も、懲役や罰金などの刑罰が定められていますから、反則金を納めなければ、通常の刑事の手続となりません。書類送検され、逃亡・証拠

隠滅のおそれがあれば逮捕されることもあり、検察官が起訴・不起訴を決めることとなります。起訴されれば、刑事裁判の被告人となり、審理を経て、有罪・無罪の判決が言い渡されることになります。

交通違反をしていないのに青切符を渡された場合、確かに、理屈のうえでは、反則金の納付を拒否して、憲法に定められた「刑事裁判を受ける権利」を行使できます。

●憲法37条1項
すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

でも、刑事裁判は必ず正しい判決が下るとは限らず、間違っただけで有罪判決が出てしまうと、やり直しの裁判（再審）ができる理由も限定されています。無罪を勝ち取るために、長期にわたる法廷での闘いが必要になることもあります。

交通違反をした認識がなくても、実際には「一時停止の反則金7,000円（普通車の場合）か」。反則金を納めれば、刑事事件にならないし、前科がつくこ

ともない」と考えて、反則金を納める人がほとんどかもしれません。

交通反則金の制度は、実質的には刑罰と同じような処分ですから、制度が設けられた昭和42年には、日本弁護士連合会が開催した人権擁護大会で、「警察当局は、道路交通法の改正に伴い新設された『交通反則金通告制度』の実施運用に当り、いやしくも運転者の人権を侵害することのないよう捜査、通告、納付の諸手続に関し、細心の注意を払うべきである」と決議され、法務大臣、警察庁長官に要望として提出されました。一時停止したのに青切符を切られた場合は、前述のとおり、任意である反則金を納めず、刑事裁判で無罪を争うことも、もちろん可能です。

もつとも、道路の「一時停止」は安全確保が目的ですから、道路交通法上、「停止線の直前」で完全にタイヤを止める必要があります。徐行で通過したり、停止線を越えて止まったりした場合は、一時停止違反となります。

一時停止違反の刑事裁判で無罪を勝ち取るには、「停止線の直前で、完全にタイヤを止めた」といえることが必要になります。

項（B5.5・55項）について、新たに開発する適用指針に取り入れる内容を取り入れない内容を峻別する検討が行われた（以下、B5.5・〇項を「〇項」と表記する）。

事務局から、次を除く定めについては、例示など解説的な内容以外の内容を新適用指針に取り入れるとする事務局案が示された。

- ・36項（SICRの判定に関する考慮要素）→金融商品会計基準27項に関する再審議の結果を踏まえ取り入れるか否か判断する。
- ・49項（合理的で裏づけ可能な情報）→具体的な取り入れ方については、金融商品会計基準・新適用指針の全体像を検討する際にあらためて検討する。

専門委員から「取り入れられない例示にも有用なものがある。できるだけ結論の背景等に入れてほしい」との意見が聞かれた。

VCファンドの出資持分

第537回親委員会（2025年1月1日号（No.1731）情報ダイジェスト参照）で紹介された、移管指針公開草案15号（移管指針9号の改正案）「金融商

品会計に関する実務指針（案1）に寄せられたコメントに対する対応案について検討が行われた。

「組合等が別の組合等を保有している場における当該別の組合が保有する市場価格のない株式の取扱いを明確化すべき」とのコメントに対して、事務局から、方向性について次の2案が示された。

- （案1）企業が直接出資する組合等について本公開草案132―2項の適用を選択しており、かつ、組合等が別の組合を保有している場合、当該組合等およびその出資先の別の組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価評価し、当該組合等への出資者の会計処理の基礎とする。
- （案2）企業が直接出資する組合等について本公開草案132―2項の適用を選択しており、かつ、組合等が別の組合を保有している場合、保有されている個々の組合等が132―2項(1)の要件を満たしているか判定し、要件を満たす組合等についてのみ、組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価評

価し、その組合等への出資者の会計処理の基礎とする。

会計

確定基準公表後の対応、検討

SSBJ

専門委員からは、「実務的な煩雑さが少ない」として案2を支持する意見が聞かれた。

去る2024年12月16日、SSBJは第45回サステナビリティ基準委員会を開催した。

同年3月29日に公表されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準およびサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案（以下、あわせて「本公開草案」という）に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。**確定基準公表後の対応**

ISSB基準の要求事項のなかにはどのような内容の開示を求めているのかが必ずしも明確ではなく、世界中のISSB基準の利用者がISSB基準をどのように解釈するのかについて明らかでないものがある。そこで、SSBJ基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示がISSB基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示と同じになるために

は、確定基準公表後も対応が必要になるとして、次の事務局案を提示した。

(1) 公表後の対応
確定基準の公表後の対応として、次の事項を、適用基準の結論の背景に定める。

- ① ISSBがISSB基準を改訂する場合、SSBJが公表するSSBJ基準上の取扱いについて可及的速やかに検討を開始する。
- ② ISSBが教育的資料等を公表した場合、SSBJにおいて、補足文書の公表の要否について可及的速やかに検討を開始する。
- ③ SSBJ基準公表後かつ強制適用前のSSBJ基準の見直しについて、SSBJ基準における定めが明確であるもの、これに従った開示を行うことが実務上困難な状況が市場関係者により識別され、

その旨SSBJに提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの要否をSSBJにおいて判断する。

- ④ SSBJ基準の強制適用後、SSBJ基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示がISSB基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示と同じになることを意図して、必要に応じて、SSBJ基準における定めを追加または削除することを検討する。

(2) 別途の対応の手順
(1)③の「別途の対応」に関する具体的な手順は次のとおりとする。

- ① 市場関係者からの提起は、提出者名を明記した文書によることとし、電子メールにより受け付ける。
- ② 当該提起を受け取った場合、SSBJ事務局は、その旨をSSBJに報告するとともに、SSBJにおいてSSBJ基準に従った開示を行う場合に実務上著しく困難な状況が認められるかどうか、および、代替的な取扱いの要否等について検討する。また、必要に



税務 国税庁長官・新春インタビュー — 国税庁 —

奥達雄 国税庁長官は、国税記者クラブとの会見に並び、2025年の抱負等を語った。

新年の抱負

e-Taxが誕生してから20年が経過したが、納付についても、キャッシュレス納付の推進をさらに図るため、政府内に新たに立ち上げられた「キャッシュレス納付推進協議会」の枠組みを活用して、利用拡大に一層取り組んでいく。

③ 審議の結果、SSBJ基準の改正が必要と判断した場合、公開草案を公表し、公開草案に寄せられた市場関係

者からの意見を踏まえ、最終的な改正の要否について判断する。

委員からは、異論は聞かれなかった。

定額減税への対応

個人事業者の方々など、確定申告で定額減税を受けるという方もいれば、給与の源泉徴収で定額減税の手続をされた方においても、たとえば扶養親族の異動があり、確定申告で定額減税額の調整をされる方もいる。それぞれの方が、円滑な申告手続が可能となるよう、きめ細かく情報提供に努めていく。

税務行政のデジタル化への取り組み

経済取引自体がデジタル化・国際化し複雑なものとなっており、海外取引も増えているなかで、税務行政自身がそれ相應の体制や能力を身につける必要がある。そのため、新たなデジタル技術を効果的に活用し、使いこなしていくことが必要不可欠であり、税務行政におけるDXをより一層進め、かつ高度化に取り組んでいく。

税務のコンプライアンスリスクに応じた事務運営

国税庁では、AIも活用しながら幅広いデータの分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施している。AIの活用については、調査事務においても、成果が上がってきていると感じており、引き続き、積極的に活用していく。

国際会計

自然依存電力の契約に関する改訂基準、公表 — IASB

去る2024年12月18日、IASBは、IFRS9号「金融商品」およびIFRS7号「金融

融商品」を改訂する「自然依存電力を参照する契約」(以下、「改訂基準」という)を公

経理用語の豆知識



グループ監査の基本的方針

グループ監査人は、グループ監査の基本的な方針を策定し、その詳細な監査計画を作成し、また必要に応じて見直ししなければならない。その場合、グループ監査人は、①監査の作業を実施する構成単位、②構成単位の監査人の関与の内容、時期および範囲を含むグループ監査に必要な資源、を決定しなければならない。

監査計画の策定は、前年度の監査終了前後または前年度の監査の最終段階から始まり、当年度の監査が終了するまで継続する連続的かつ反復的なプロセスである。グループ監査人は、予期しない出来事が生じた場合、状況が変化した場合またはリスク評価やリスク対応手続の実施結果が想定した結果と異なった場合には、変更されたリスク評価の結果に基づき、グループ監査の基本的な方針および詳細な監査計画ならびにこれらに基づき計画したリスク対応手続の種類、時期および範囲も修正することが必要となる場合がある。

不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況



不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況とは、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を示す状況をいい、監査手続を実施した結果、当該状況を識別した場合、監査人は、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを判断する際にこれを考慮することが求められる。

不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況のうち、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性がより高いものとして不正リスク対応基準に定められているものを「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況」という。当該状況が存在する場合、監査人は、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。

入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと判断した場合、必要と判断した追加的な監査手続を実施しても不正リスクに関する監査証拠を入手できない場合、不正による重要な虚偽表示の疑義が高まる。

表した。

公表の背景

自然に依存する再生可能電力の契約は、風力や太陽光のような自然に由来する資源から作られる電力を調達・供給するものであり、世界中の市場において急速に増えている。

ただし、自然依存電力は、気象条件など制御することが難しい要素に左右される性質を有している。

このような特有の特性によって、特に長期間を対象とする契約については、従来の会計基準を適用することが難しい場合があった。たとえば、自然依存電力源は、前記の特有の性質により、供給量は必ずしも保証されているわけではない。また、自然依存電力の契約では、生産された電力を購入者の需要にかかわらずに一定量を購入しなければならぬ特徴を持つこともある。

改訂基準の内容

改訂基準では、このような契約における状況に対応するため、一定の特徴を備えた契約について、次のような会計処理を扱っている。

① 「自己使用」の定めが適用されるような要件の明確化

② 契約がヘッジ手段として使われる場合のヘッジ会計の適用の許容

③ 企業の業績とキャッシュ・フローに自然依存電力契約が与える影響を投資家が理解できるような新たな開示の拡充

国際会計

環境クレジットに関するASU案、公表—FASB

去る2024年12月17日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「環境クレジットと環境クレジット義務(トピック818)」を公表した。

公開草案は、新たにトピック818を設け、環境クレジット(environmental credit)(排出またはその他の汚染を防止、管理、削減、または除去するための権利を示し、交換取引において個別に譲渡できる執行可能な権利)と環境クレジット義務(環境クレジットによる解決が要求される(または可能となる)、規制遵守プログラムに基づく執行可能な義務)について、認識、測定、表示、および開示要求を規定している。

適用関係

改訂基準は、2026年1月1日以後開始する事業年度から適用されるが、一定の要件を満たせば早期適用も認められている。

環境クレジット

(1) 当初の認識と測定

環境クレジットは、環境クレジット義務を履行するために使用される、または環境クレジットが交換取引で他の当事者に譲渡される可能性が高い場合に、資産として認識される。それら以外の環境クレジットを取得するために発生したコストは、発生時に費用として認識する。資産として認識される環境クレジットは、取得原価で当初に測定される。

(2) その後の測定

遵守環境クレジット(compliance environmental credits)環境クレジット義務を履行するために使用する可能性が高い環境クレジットは、取得原価で継続的に測定され、各報告期間に

おいて減損テストは実施されない。一方、非遵守環境クレジット(遵守環境クレジット以外のもの)は、取得原価から減損損失(該当する場合)を控除した金額で継続的に測定される。

(3) 表示

連結貸借対照表において、遵守環境クレジット資産を環境クレジット義務負債と区別して個別に表示する。

(4) 開示

重要な環境クレジット保有状況、環境クレジットの購入に支払った現金の額、環境クレジットの売却による収益と損益、環境クレジットに関連する費用、および減損費用を開示する。また、定性的情報(環境クレジットの取得方法と利用方法、重要な見積りと判断、および環境クレジットの会計方針)の開示も要求される。

環境クレジット義務

(1) 認識と測定

報告日以前に発生した事象(たとえば排出)が環境クレジット義務をもたらす場合に、環境クレジット義務負債を認識する。報告日時点で企業が保有し、その義務を履行するために使用することを想定している遵守環境クレジットの帳簿価額によ

り、当初とその後の測定をする。報告日で遵守環境クレジットが不足している場合、不足分はその不足分を履行するために必要な環境クレジットの公正価値で当初とその後の測定をする。

(2) 開示

重要な環境クレジット義務負債、環境クレジット義務負債の流動と非流動の金額(貸借対照表で個別に表示されていない場合)、および環境クレジット義務負債に関連する費用、不足部分の環境クレジット義務負債の公正価値を開示する。また、規制遵守プログラムの説明(性質、解決方法、解決に受け入れられる環境クレジットの種類、およびこれらのプログラムで環境クレジット義務を引き起こす活動を含む)と環境クレジット義務負債の不足部分の測定方法も開示される。

適用関係等

本公開草案による改訂は遡及適用されるが、適用日は未定であり、早期適用は認められる。コメント期限は、2025年4月15日である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2024年12月17日	2024年監査役制度の運用実態調査・第25回定時株主総会後の監査役等の体制に関する年次調査の集計結果	日本監査役協会	日本監査役協会がその会員に対して2003年以降毎年実施しているアンケートをもとに、2024年における定時株主総会後の各社の役員等の構成の変化や、株主総会における監査役等の実務および報酬についての調査の内容を「定時株主総会後の監査役等の体制に関する年次調査」として取りまとめたもの。あわせて、4年ぶりに、「2024年監査役制度の運用実態調査」として、各社の企業統治体制や監査役等の日常の監査活動および内部監査部門や会計監査人との連携について調査した結果も取りまとめている。 https://www.kansa.or.jp/support/library/post-13778/

金融

FRBと日銀、政策の違いが生む市場の影響

米連邦公開市場委員会（FOMC）は2024年12月18日、政策金利を0.25%ポイント引き下げ、4.25〜4.50%にすると決定した。米連邦準備制度理事会（FRB）のパウエル議長は、「インフレは改善しているものの、2%目標にはなお距離がある」と述べ、緩やかな金融緩和に転じた。市場の一部では利下げペースの加速を期待する声もあったが、FOMCの慎重な姿勢によりその期待が抑制された。一方で、経済の安定と長期的な物価目標達成への強いコミットメントが示され、市場に一定の安心感を与えた。

日銀の金融政策決定会合では2024年12月19日、無担保コールレートを0.25%に維持する現行政策の継続が決定された。植田総裁は貸金と物価の好循環を確認する必要性を強調し、2025年春の労使交渉を重要な判断材料とする姿勢を示した。企業の貸金・価格設定行動や海外リスクの影響を慎重に見極める意向も明らかにし、現段階では政策変更には踏み切らない考えが鮮明となった。市場では一部、日銀が物価上昇率の進展を背景に正常化の兆しを示す可能性を期待する声もあったが、植田総裁の発言により、政策変更のタイミングが先送りされるとの見方が広がった。

FOMCと日銀の政策は、それぞれの経済状況を反映したものであるが、市場とのコミュニケーションの違いが浮き彫りとなった。FOMCは慎重ながらも柔軟な政策運営を通じて市場との対話を効果的にを行い、長期的な安定性を示唆した。一方、日銀は現行政策を維持しつつも、短期的な市場期待に配慮する具体的なシグナルを示さず、追加利上げ期待を抱いた一部市場参加者にとって「はしごを外された」形となった。

結果として、FOMCの緩和策と日銀の政策維持により、為替市場では日米金利差の拡大を背景に円安・ドル高が進行する一因となった。両中央銀行の政策の方向性の違いは、2025年の市場との対話において、異なる影響を及ぼすと考えられる。

証券

トランプ次期政権始動へ、まず関税引上げ

2025年は21世紀・第1四半世紀の最終年である。20世紀末のソ連崩壊と世界全体の市場経済化によって、21世紀は自由かつ豊かな国民生活を実現する国が増えることが期待された。しかし、世界的な経済発展競争の結果、国家間や各国内の経済対立・紛争が頻発している。このままでは、多くの人々にとって失望と幻滅の時代となりそうな気配である。

その最後の年に、「アメリカを再び偉大な国へ」というスローガンを掲げるトランプ氏が再登場する。政策も前回任期と同じ関税の大幅引上げ、法人・個人減税、不法移民の国外追放、規制緩和などである。大国アメリカが第2・四半世紀の世界経済を明るい方向へ導く、という自覚や責任感を感じにくい。

1月20日からトランプ次期政権が動き出す。世界がその政策効果を実感するのは、まず関税引上げだろう。前回任期でメインターゲットとなった中国は、今回も主目標とされている。前回

回は中国も対抗措置として対米関税引上げを行ったため米中貿易は縮小したが、アメリカの対中貿易赤字はさほど変化しなかった。そこで、トランプ氏は選挙運動期間から中国製品に対する関税を60%引き上げると発言してきた。とんでもない水準であるが、いつ、どの程度まで実行するのか。そして、中国は対抗措置をとるのだろうか。

また、トランプ氏は大統領当選後、自由貿易協定を結んでい

るカナダ、メキシコに対して、25%の関税を課すことを発表した。これを受けてカナダ株価、メキシコ株価ともに下落した。

関税引上げだけでも、トランプ次期政権をどう評価すべきか迷ってしまうが、アメリカ経済の強化、ひいては世界経済の好転へつながるとは考えがたい。トランプ氏の当選後、米株価が独り勝ちといった展開になったのは、米株式市場の視野狭窄の表れというほかなかろう。日本は、トランプ次期政権の政策の展開を他国と協調して批判的にみていく必要があるだろう。